



長 第 802 号

平成19年 2月26日

有料老人ホームの設置者 様

岩手県保健福祉部長



有料老人ホームにおける事故報告について（通知）

老人福祉法第29条第6項により、都道府県知事は、同法の目的を達成するため、有料老人ホーム設置者、管理者又は設置者から介護等の供与を委託された者に対して、その運営の状況に関する事項その他必要と認める事項の報告を求めることができる場所ではありますが、有料老人ホームにおいて事故が発生した場合は、速やかに入居者の家族等に連絡を行い、必要な措置を講じるとともに、県に対して下記により、速やかに報告願います。

記

1 報告を要する事故等

(1) 事故報告について

事故報告を要するものを参考までに例示すると次のようなものであり、これらの事故の発生が確認された際には、速やかに入所者の家族等に連絡するとともに、管轄の広域振興局又は地方振興局あて報告すること。

【報告を要する事故の例】

- ① 自然死以外の死亡
- ② 傷病等：入居者の処遇に重大な影響を及ぼす食中毒・感染症等の傷病、医療事故など
- ③ 暴力・犯罪行為：入居者の処遇に係る利用者又は従業者等による暴力又は犯罪行為など
- ④ 入居者の行方不明：警察への通報、捜索を要する（行なった）場合など
- ⑤ 火災を含む災害：施設におけるぼやを含む火災、避難を要する災害、物的・人的被害が生じた災害など
- ⑥ 管理瑕疵：施設の管理瑕疵による事故・不祥事案など
- ⑧ その他の事故・事件等：上記に準じると認められる利用者又は従業者等に係る事故、事件など

(2) 事故報告書の様式について

事故報告書の様式は別紙のとおりであるので、これを活用するとともに、事故の内容に応じて、本様式を補正し又は任意の様式により報告して差支えないこと。

また、その際、必要に応じて、関係資料等を添付すること。

2 感染症に係る取扱い

感染症が発生し、下記に該当する場合は、保健所に速やかに報告すること。また、併せて前記1に基づく事故報告を行うこと。

- ① 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合
- ② 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
- ③ ①及び②に該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

なお、上記要件を満たさない少数の発生事案であっても、有料老人ホームにおける事故等としての報告を要するものであり、一斉に、若しくは断続的に同一の有症者等が複数確認された時点で、前記1に基づく事故報告を行うとともに、上記③に該当する場合は、保健所に速やかに報告すること。

また、感染症のように時間の経過に伴い状況の変化が予想される事案については、第一報、第二報といったように、速報性を考慮して随時報告を行うなど、状況に応じて柔軟に対応すること。

3 再発の防止

事故が発生した場合は、所要の措置を記録するとともに、再発の防止に向けてその要因の分析、防止策の検討、職員への周知徹底等が求められるところであり、随時、適切な措置を講ずること。

担当：長寿社会課介護福祉担当 安藤
tel 019-629-5435 / fax 019-629-5444

(別紙)

有料老人ホームにおける事故報告書

【報告先】 _____ 様			報告日時	平成 年 月 日 (時 分)
報告者	施設名	職名	氏名	連絡先電話番号 (FAX番号)
				(- -) (- -)

1 事故の種類等		2 発生年月日 (時刻等)		平成 年 月 日 (時 分)頃
3 事故の対象者	(ふりがな) 氏名			年 月 日生 (満 歳) 男・女
	住所			
	要介護状態区分等	施設・サービスの利用事由等		
4 事故の概要				
5 事故発生時の対応 (措置状況)				
6 今後の見通し等				
7 その他 (再発防止策等)				

報告先	連絡済 (予定) の報告先を具体的に記入のこと。	家族等 (利用者等との続柄等)	関係機関等